

男女が共に生きるまち八王子プラン - 平成20年度評価報告書 に対する意見募集の結果について

男女が共に生きるまち八王子プラン - 平成20年度評価報告書に対する意見募集を行ったところ、3通の御意見がありました。いただきました御意見の要旨とそれに対する八王子市の考え方を公表いたします。

- ・意見募集期間 平成22年1月1日(金)から2月4日(木)まで
- ・意見数 3通(個人)
- ・提出方法 FAX送付 2通
持ち込み 1通

意見	八王子市の考え方
<p>・人権を尊重する意識の醸成と擁護の中に子どもの意識づくりという意味で、指標に「子どもの権利条約」の周知度を加えた方が良いのではないかと思います。</p> <p>「子どもの権利条約」は1994年、日本も批准したにもかかわらず、なかなか学校教育の中ではとりあげられていないようですが、子どもの人権を守る為に必要なことです。</p> <p>・各所管の事業実績の記載をもう少し工夫できないでしょうか。「取り組んでいる」「推進している」「努めている」「支援した」「行った」等の言葉が羅列されていますが、進捗度評価とどうつながるのか理解できません。実績には成果や課題もふくまれると考えます。いくつかの事業にはそのように記載されているので他の所管事業にも広げて欲しいと思います。</p> <p>・課題別進捗度はAが多いのですが、そこに書かれている評価理由だけでは解りにくい。たとえば男女平等に関する学習の推進(課題2)はとても重要なことだと何時も感じています。進捗度がAになっており、その理由として「講座の開催や情報提</p>	<p>「子どもの権利条約」の周知については、男女共同参画課から関係所管課に働きかけを行ないます。指標については、今後施策推進委員会の意見を聞きながら検討します。</p> <p>報告書では、計画期間の進捗度の芳しくないものに対して、課題等の記載をしています。今後も、市民の方にわかりやすい記述を検討して行きます。</p> <p>課題別進捗度の評価を行なっている男女共同参画施策推進委員会において検討していきたいと考えています。</p>

供が行われており、課題の進捗度は相当に達成されている」と書かれています。現状を見ると、違和感を感じます。課題の進捗度とは目標にてらした評価という視点は欠かせないと思います。そうした視点を入れてもう少し具体的に評価理由を述べて欲しいと考えます。

・ 毎年の評価の積み重ねは全庁的な各所管の事業の取り組みに影響を与える重要な事と考えます。さらなる評価方法の研究、改善によって八王子の男女平等社会実現に繋がっていくことを期待します。

・ P 1 6 幼児教育における環境づくり

NO1、NO2 とともに 20 年度事業内容が前年度と同じで、再度認識させることに努めたとあります。配布しただけでは認識させたとは言えません。意識の変革があつて初めて認識できるのではないのでしょうか。幼児教育というと幼稚園とばかり思いがちですが、保育園の保育士の意識作りも重要です。保育園への働きかけもお願い致します。

・ P 2 2 大学との連携強化

(NO.22) 男女平等の視点に沿った講座開催というのは、託児は講座があつて、誰もが意欲ももつて学ぶことのできる機会を提供しているというだけでは実績があつたとは言えません。以前、家政学院大学で「女性学」が開催されたことがありますが、現在はありません。講座内容の検討をお願い致します。

・ P 2 2 家庭における男女平等の意識づくり

(NO.23) 性別役割分業見直しのために

今後も、よりよい評価方法の検討を行なつていきます。

男女共同参画課から関係所管課に働きかけを行ないます。

市が実施している学園都市大学「いちよう塾」では、男女共同参画講座を行なつており、今後も講座数の増加に努めます。

今後も、よりよい講座の開催を研究して行

は、料理や介護に関する講座は大切ですが、そればかりではありません。八王子の意識調査は国の数値を下回っており、今後の課題としても意識づくりの内容に重きをおいた講座開催が求められています。楽しく学ぶだけでなく、自分への振り返りができ、真剣に取り組むことのできる講座を希望します。

P 2 3 行政における男女平等の意識づくり

(NO.28) 庁内で女性の相談に関わる職員全て、男女平等の視点に立った対応ができるよう人権学習を継続して下さい。生保に関する相談で男性職員の対応に傷ついた女性がおります。

・ P 2 8 女性に対するあらゆる暴力の根絶

今後の課題として、幼少期から徹底させて防止を図るため、DVをはじめとする暴力は人権問題である認識をもってもらうことが必要だとしています。

教育現場で学年に沿って「DV」の構造を理解していく教育が大切です。「デートDV」も然り、専門の外部講師を派遣するようにしてください。

P 2 9 人権の尊重と性に関する基本的認識を深めるための啓発と学習

(NO.39) 適正な性教育の実施が、前年度はCでした。しかし、20年度はすべての学校が年間指導計画を作成し、教育委員会へ提出しただけでどうしてAになるのでしょうか。計画の確認と計画のもと実施されたかで評価するのではないのでしょうか。疑問です。

きます。

市ではDV被害者などに対し、2次被害を与えないよう相談窓口の職員に対して研修を実施しています。

御意見にあるようなことが起こらないように、研修を通して職員の資質向上を一層図ります。

教育現場での「DV」や「デートDV」の啓発は男女共同参画課の職員が学校へ出向き行なっています。専門の外部講師の派遣は、現在のところ考えておりません。

事業の評価は、対前年との実績比較及び計画期間内の進捗度、2通りの方法で行なっています。